

大阪市告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月2日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用廃止の期日
淀川区第1455号線	淀川区十八条1丁目336番の1地先から 同 区同 336番の1地先まで	告 示 の 日
	淀川区十八条1丁目336番の3地先から 同 区同 331番の1地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）